

国民健康保険について

詳しいご案内は
こちらから



国民健康保険制度とは？〈国民皆保険〉

「病気になるかわからない」「保険料を納めたくない」などの理由で、国民健康保険に入らないことはできません。

国民健康保険は、加入者が日ごろから収入に応じて保険料を出し合い、医療費の一部負担金を支払うだけで診療が受けられるという、互いに助け合う制度です。3ヶ月を超える在留期間があり、日本に住民登録をしている方で、他の公的健康保険に入らない場合は、国民健康保険に加入しなければなりません。毎月保険料を納めることは義務であり、そのかわりに国民健康保険で治療を受けられる権利があるのです。



保険料について



学生割引はありません

国民健康保険料は、加入者一人当たりにかかる“均等割額”と、前年の所得に応じて計算する“所得割額”に分けられます。

学生や所得が少ない方でも、国民健康保険料は発生します。

ただし、所得が0円・または少ない(基準額より低い)場合は、手続きを行うことで“均等割額”が減額になります。

減額の手続きのために、毎年1月1日に住所があった自治体の役所にある税務担当課で住民税の申告をしてください。

他区市町村に住民税の申告をした方は、豊島区国民健康保険課に連絡してください。

問い合わせ先

国民健康保険課 資格・保険料グループ Tel : 03-4566-2377
(こくみんけんこうほけんか しかく・ほけんりょうぐるーぷ)

3 マイナ保険証と 資格確認書

マイナ保険証（健康保険証登録をしたマイナンバーカードのこと）と資格確認書は、保険診療を受けるときの証明書です。

マイナ保険証を持っている方は、医療機関等でマイナ保険証を提示してください。

マイナ保険証を持っていない方には、資格確認書が交付されます。資格確認書を医療機関等で提示してください。

資格確認書の更新

資格確認書の更新手続きは来庁不要です。あなたが在留カードを更新した後に、新しい資格確認書が自宅に届きます。

4 病院での使い方

STEP 01 受付

▷マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

STEP 02 本人確認

▷顔認証または4ケタの暗証番号を入力してください。

STEP 03 同意の確認

▷診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

STEP 04 受付完了

▷お呼びするまでお待ちください。

マイナ保険証の利用登録

▷マイナ保険証を使用するために、事前にマイナンバーカードの健康保険証登録をする必要があります。

登録方法

- セブン銀行ATMから
- スマートフォン、パソコンから
- 医療機関や薬局の受付（カードリーダー）から

詳しくはこちら↓



5 国民健康保険をやめる手続きについて

①豊島区から国外転出するとき

転出届を出した後、パスポートまたは在留カードを持って、国民健康保険課または区民事務所の窓口で手続きをしてください。

②他の公的な健康保険に入ったとき

▷電子申請

隣のQRコードからご申請ください。

▷郵送、窓口

パスポートまたは在留カード、他の健康保険に加入したことがわかるものをご用意ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



電子申請の
手続きは
こちらから

※上記の場合は、すぐにやめる手続きをしてください。届出をしないと保険料がかかり続けます。また、この場合豊島区の資格確認書を使わないようにご注意ください。

6

保険料を納めない

- ①納期限までに保険料を納めないと、督促状・催告書という手紙を送ります。
- ②督促状を送付しても指定の期限内に保険料を納めない場合、口座のお金や給料を差押えます。差押えられると、口座のお金を引き出せなくなったり、給料の一部をもらえなくなったりします。
- ③令和8年6月賦課分以降、納期限までに保険料を納めない場合、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金が加算されます。
- ④病院等でお金を払うとき、全額が一時自己負担になることがあります。
- ⑤在留資格がある方は、在留資格の変更や在留期間の更新が認められないことがあります。

問い合わせ先

国民健康保険課 整理収納グループ・特別整理グループ
(こくみんけんこうほけんか せいりしゅうのうぐるーぶ・とくべつせいりぐるーぶ)

詳しくはこちら▶



7

保険給付について



診療を受けるとき、マイナ保険証等を提示すると、医療費の3割または2割の負担で治療が受けられます。

マイナ保険証等を提示しないと、医療費の10割を支払うことになり、還付を受けるためには申請が必要となります。

8

保険で受けられない診療

次のものは、全額自己負担です。

- ・健康診断、人間ドック、予防接種
- ・正常妊娠、正常分娩
- ・美容整形、歯列矯正
- ・業務上のけがや病気
- ・保険外診療
- ・入院したときの室料差額
- ・歯科診療での自由診療
- ・犯罪や故意によるけが
- ・けんかや泥酔による病気やけが

9

子どもが生まれたとき (出産育児一時金)

出産した場合に出生児一人につき50万円が支給されます。(妊娠85日以上の子産・流産、海外で出産された方も同様)

※他の公的な健康保険から支給された方は、国民健康保険からは支給されません。



10

医療費が高いとき (高額療養費)

高額な医療費を支払ったとき、申請により限度額を超えた分が支給されます。後日対象の方へ申請書を送りますので、必要事項を記入の上、返送してください。

※マイナ保険証を提示すると医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。マイナ保険証をお持ちでない方は限度額適用認定証の申請をする必要があります。

11

海外療養費

海外で緊急、やむを得ない理由で治療を受けたとき、日本で保険診療と認められるものについて支給します。治療目的で海外へ行った場合は対象となりません。

問い合わせ先

国民健康保険課 給付グループ

(こくみんけんこうほけんか きゅうふぐるーぶ) 詳しくはこちら▶

